

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する規程

平成19年4月1日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第5号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は、1時間とし、正午から午後1時までとする。

(特例)

第4条 勤務の特殊性その他の事由により前2条の規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。